まちづくり推進会議からの報告書に対する町の対応状況等について

	提言内容	寒川町からの回答	対応進捗状況(平成26年6月末)
平成21年度 ~22年度 第2期	期でも指摘有り)	アンケートをどのような団体に行っているか考え、平成22年度推進会議で議論されたアンケートを基に今年度中に精査し、来年度にアンケートを実施したい。	集計し、平成26年6月にまちづくり推進会議より町へ報告。
	న .	知(情報発信)するだけでなく、住民説明会を行うなど、町民と職員が顔を見ながら情報交換ができる場を作るように職員に徹底する。	
		いて規定しており、策定しなければならないことは認識している。しかしながら、町民や職員に自治基本条例を浸透させていくことが最重要課題だと考えており、当面は町づくりにおける町民の責務についてなど、その意識高揚に努めていく	〇自治基本条例携帯版を作成、職員に配布 〇広報さむかわでの自治基本条例に関する特集掲載(平成25年8 月号) 〇広報さむかわに自治基本条例講座として連続コラムを掲載開始 (H26年5月号より) 〇職員研修の実施(H25. 2月協働のまちづくりについて考える H 25. 10月寒川町自治基本条例について学ぶ)
	されるような方策が必要、職員への意識付けを徹底する事	広報やHPなど、町民にわかりやすい形で自治基本 条例の周知を行っていくとともに、今後も職員への 意識付けを徹底していく	

資料 3

*対応進捗状況評価基準設定

【継続】とは対応状況が具体的に確認でき今後も継続すべきもの

【庁内で継続検討】とは回答内容から庁内で継続検討を要するもの

【「庁内で継続検討と他の委員会対応】とは回答内容から庁内で継続 検討を要するほか、他の委員会での検討をお願いするもの

【対応状況不明確検討要】対応回答内容が不明確であり対応見直し を要するもの

	活動内容	提言内容(要約)	町の考え方・対応(平成26年11月13日)	対応進捗状況(平成26年度~27年度(1/4QTまで)
_	①様々なワークをマットのまちづくりに向	- 色々な団体がネットワークを深めて活動していける仕組みの構築 を図る(3つの公民館をまちづくり推進拠点作りと色々な団体が	 ≪団体のネットワーク化≫ ① 団体の連携に向けた声掛けは、寒川町ボランティア団体等登録制度の登録団体のネットワーク化などを取り組んでいく(平成26年度から取組検討) ②活動に対する支援策として、協働事業提案制度の検討を進める(平成26年度に協働事業提案制度を創設し、平成27年度から事業実施していく)。また、民間ならではの創意工夫のある子育て支援事業を実施する団体への補助事業を検討しています ③活動拠点による支援については、各公民館のコミュニティセンター機能の設置に向けて検討を進めます。 	平成25年8月~9月にアンケート実施(211団体へ依頼回答127団体)⇒アンケート結果 集計し、平成26年6月にまちづくり推進会議より町へ報告。 ①平成27年3月に団体の連携・協力やネットワーク化のきっかけとして、寒川町ボランティア 団体等登録制度の登録団体を対象に情報交換会を開催した。(9団体出席) ②寒川町みんなの協働提案制度モデル事業を開始し、27年度募集に対し7事業応募、 審査の結果4事業決定。また、寒川町地域子育て環境づくり支援事業補助を開始した。 ③公共施設総合管理計画を平成28年度策定予定としており、公共施設の統廃合や、多目 的利用、大規模修繕計画などの方向性を踏まえ、各公民館のコミュニティセンター機能 の設置について検討を進めます。
	th たアンケー		《対応の基本方向》 ①まちづくりアンケート結果については、第3期推進会議報告書の一部として、役場内の部長会議で報告した。 ②全職員向けに庁内システムで報告書の周知を行った。 ③提出結果については、各課等において有用な情報や課題があると考え、職員一人一人が報告書を熟読し各課等の協働取組検討時参考にする、課内会議や各課事業検討時報告書を活用するよう周知を行った。	①まちづくりアンケート結果については、第3期推進会議報告書の一部として、役場内の部長会議で報告した。 ②全職員向けに庁内システムで報告書の周知を行った。 ③提出結果については、各課等において有用な情報や課題があると考え、職員一人一人が報告書を熟読し各課等の協働取組検討時参考にする、課内会議や各課事業検討時報告書を活用するよう周知を行った。
		「条」より一層、自治基本条例の制定趣旨と理念が町民の間で共有さ に れるような方策が必要。	《自治基本条例の周知度対応について》 ①啓発用マグネットシートを作成し公用車に貼付 ②啓発用の懸垂幕を作成 ③広報に自治基本条例講座としてコラムを掲載し周知度向上目指す	寒川町地域担当職員制度実施要綱を策定し平成25年7月より制度実施 (3地域区分・22自治会及び地域に職員46人以上配置) ※要望等処理件数H25:102件、H26:42件 ①自治基本条例啓発用マグネットシートを作成し、町公用車に貼り付け周知を行っている ②自治基本条例啓発のため懸垂幕を作成し掲示(分庁舎西側に掲示) ③広報さむかわに自治基本条例講座として連続コラムを掲載 (平成26年5月号より27年3月号まで)し、周知に努めた。 【継続】
	④各研究部会 ④-1(熟年パワ 社会還元)		①役場内部の組織設置や人員体制も述べられているが、現段階では課を新設して職員の配置をする予定はなし ②シニアのキャリアを活かした各種活動の場については、シルバー人材センターでの人材登録・活用、 生涯学習人材登録制度など、既存の組織・システムもあり、生涯人材登録制度の新たな登録項目 による充実や利用に向けたPRなどを進めていく。 ③町施策の方向性の中に、この構想をどのように取り入れていくことができるか、今後検討していく。	①課を新設する予定はありません。 ②寒川町生涯学習人材登録制度パンフ作成 ※平成26年7月発行60種登録紹介 ※パンフ配布先:南部・北部文化福祉会館、町民センター、町民センター分室、図書館 ③寒川町高齢介護課にて平成26年度に行う「第6次寒川町高齢者保護福祉計画」の 策定に向けて平成26年1月に高齢一般調査(65才以上要介護・要支援認定認定 を受けていない人1000人、セカンドライフ予備軍(55歳~64歳)に 500人に対して アンケート実施。アンケート結果は町民の生活状況や、高齢者施策に対する意見等を 把握し、今後の超高齢者社会をサポートする施策等を検討するための基礎資料として 活用することを目的として実施した。 【庁内で継続検討と他の委員会対応】

	④-2(女性の活躍 の場研究部会)	1)「女性の参画を進める環境づくり」 ①審議会等の規則・内規の見直し ②女性委員登用促進の指針作成 ③女性活動団体の連携 2)「女性の参加を進めるための意識啓発」 女性委員やリーダー育成のための講座の開催 上記提言を踏まえ実現に向けた検討・体制づくり	1)「女性の参画を進める環境づくり」 ①審議会等の規則・内規の見直しについては、他の自治体の状況などを今年度中に調査し、女性の参画を進める方策を来年度検討してまいります。 ②女性委員登用促進については、町審議会等における女性委員の登用の促進について各課等へ周知する ③女性活動団体との連携については、女性活動団体が連携した自主的なまちづくりの参画に対し、可能な協力・支援をしてまいります。 2)「女性の参加を進めるための意識啓発」として、女性委員やリーダー育成のための講座を開催については、今後の女性活動団体の連携の動きなども踏まえ、可能な協力や支援をしていきたい。	 ①女性の参画を進める方策については、各種団体の男女構成の関係もあり、一律に女性を必ず入れるという規則の見直しには至っておりません。 ②団体等に女性の登録について理解協力を頂くよう周知しており、その結果、女性委員に参加していただいている審議会等も多くはありませんがございます。 ③女性活動団体が連携した自主的なまちづくりの参画についての動きがあれば、可能な協力や支援を行います。 ②女性活動団体の連携の動きがあれば、可能な協力や支援を行います。 【対応状況不明確検討要】
	例心独云/	①現時点で寒川町内に「まちづくりに関する重要事項」が存在しない場合でも、住民投票を条例で定める際の様々な論点について検討し、その成果を町民と共有する、 ②住民投票の対象となる事項や論点について町民と事前に検討し、町民間で討議を行えるような熟議のプロセスなど、 ③新たな住民投票のあり方についても庁内・議会内で検討を行っていくことが重要と考える。	検討を進める必要があると考えるため、庁内検討委員会を設置いたします。	これまで、自治基本条例および協働の周知啓発を進めてきたところであるが、住民投票条例に関する取り組み方向について先進自治体等においても、制定、非制定の事例もあるため、事例等の情報収集を行う必要があると考えております。 【庁内で継続検討】
平成24年 ~26年 第3期		〈主な指摘事項〉 1)協働事業について ①今後新しい協働事業の創設、評価改善サイクルの実施、予算 措 置による協働事業の協議・検討・実施 ②町の補助金制度による、団体からの町に対する協働事業提案		①寒川町みんなの協働事業提案モデル事業実施要綱を制定(平成26年度)し、 平成27年4月1日より事業開始し、募集に対し7事業応募があり、審査の結果4事業を 決定いたしました。 〈平成27年度決定事業・実施団体〉 ○青色回転灯装着車両による防犯安全パトロール事業【小谷地域安心安全パトロール 隊】 ○町の樹木再生による水と緑の自然溢れる寒川創生【住みよいまち・さむかわにする会】 ○小出川右岸の環境美化・彼岸花植栽活動【おおぞう彼岸花の会】
	④-4(町民参加研 究部会)	制度の早期導入 2)パブリックコメントについて ①パブコメに幅広く意見が提出されるよう、内容に応じた働きかけなどの工夫 ②パブコメを広報する際「パブリックコメント(町民意見の公募)」として表示 ③パブコメの自治会の回覧の活用による周知 3)審議会と公募委員について ①審議会の委員経験者へのアンケートを実施し、現状把握と課題抽出、審議会における税金と時間の有効利用 ②審議会の会議前の資料送付の際に、議題の論点の明示による会議の活性化 ③推薦委員等への事前説明や何を期待して委員をお願いするかの明確化 ④審議会の兼任の制限 ⑤公募委員を男女1人ずつの2人とし男女共同参画の積極的な措置 ⑥より多くの公募員が参加できるよう公募委員の人数の下限の見直し ⑦設置も目的が同様の他自治体の審議会等で、公募委員を登用している場合は町で登用 ⑧公募の選考にもれた町民への選考上の判断の通知 4)町民活動団体及び職員から寄せられた意見	2)パブリックコメントについて (①議会にはパブコメの実施を知らせ、審議は実施による町民の声やその対応結果もそろえて実施 ②今後そのように表示していく ③平成26年中に実施してまいります 3)審議会と公募委員について ①アンケートの実施について検討してまいります ②各課等へ適切に実施するように周知してまいります ④推薦団体の都合や、充て職で依頼する委員もおられますので、制限は難しい ⑤公募委員への応募が100%でない実態や、逆に性別による数で応募を制限することが、どちらかの性別の方の応募が100%でなことも予測されることを踏まえ慎重に検討していく ⑥現状、公募委員の募集枠に対する応募が100%出ない実績なども踏まえ検討してまいります、 ②各所管課等に調査・確認・対応するように依頼してまいります ⑧判断の通知を行う考えございません。但し、応募頂いたことに対するお礼及び今後とも町政へのご協力をお願い致しますという事は適切にお伝えするよう周知してまいります。 4)町民活動団体及び職員から寄せられた意見について ①地域担当職員の会議等で協議してまいります ②寒川町町民ボランティア団体等登録制度の登録団体の周知を継続してまいります ③協働事業提案制度を検討、導入することにより、町民活動団体等による協働の取り組みを促して	○目久尻川花いっぱい運動【さむかわ川・花協議会】 2)パブリックコメントについて ①ご意見のとおりの運用としています。 ②ご意見のとおりの運用としています。 ③今年度から回覧を依頼してまいります。 【継続】 3)審議会と公募委員について ①公募委員経験者及び現役公募委員にアンケートを実施し、公募委員経験者の現状把握を行うと共に、連続した2期でも公募委員に応募できること、退任後5年で同一審議会に再応募できる期間を5年から2年としたことの周知を行った。 ②平成26年10月に各課等へ事務対応の依頼を行いました。 ③平成26年10月に各課等へ事務対応の依頼を行いました。 ④制限は難しいと考えております。 ⑤現状、募集人員に対して100%の応募状況ではないため、下限の見直しを行う予定はありません。 ⑦平成26年10月に各課等へ事務対応の依頼を行いました。 ⑧選考に漏れた方への選考上の判断の通知については行っておりません。 【庁内で継続検討】 4)町民活動団体及び職員から寄せられた意見について ①自治会からの課題については自治会から直接の場合もあれば、地域担当職員が定例会に伺った際に頂くものもありますが、行政情報をお伝えさせて頂く広報の目的及び紙面数の関係もありますので、掲載予定はございません。
		(1) 自治会からの課題と回答の広報への掲載 ②町民活動団体の広報による支援 ③先駆的で他のモデルとなり得る協働事業の支援 ④協働を前提に成立している町の計画の改定時における町民の関心喚起と十分な参加機会の設定 ⑤職員の人材育成の取り組み ⑥協働を展開しやすくなるよう庁内の雰囲気づくり、庁内体制などの環境整備 ⑦所管事業の協働の視点の見直し ⑧協働の手引書作成 ⑨まちづくりの課題など一層の情報提供	(3) 「協関事業提案制度を検討、等人することにより、副氏店勤団体等による協関の取り組みを使じてまいります。 (4) パブリックコメントや説明会などを適切に行い、計画改定時における関心喚起と十分な参加機会の設定 (5) 自治基本条例や協働に関する研修などを検討してまいります (6) 協働提案制度などの制度導入にあわせ、所管事業について、協働の視点での見直しにつとめてまいります (8) 第4期寒川町まちづくり推進会議の皆様と検討してまいりたい (9) 今後も積極的に情報の提供に努めてまいります	②寒川町町民ボランティア団体等登録制度の登録団体の周知を継続しております。 (平成27年9月現在15団体等) ③平成27年4月1日より寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業を開始し、募集に対し7事業の応募があり、審査の結果4事業を決定いたしました。 ④パブリックコメントについては、自治会の回覧による周知啓発に努め、意見提出を促してまいります。 ⑤28年2月を目途に研修実施を検討してまいります。 ⑥みんなの協働提案事業モデル事業の導入に伴い、事業協力課においては協働事業への対応を進めております。 ⑦各事業については所管課において、平成28年度予算要求に向け、協働の手法を含め、必要に応じた見直し等に努めてまいります。 ⑧協働PRチランを推進会議において作成、町で印刷を行い全戸配布を行った。 (全戸配布数:19624枚) ⑨各種情報提供については、広報、ホームページ等で実施しております。